

平成26年度 第1回 東海村村長記者会見資料

平成26年6月3日(火) 10:30-11:30

案件一覧

No.	課名	案件名	ページ
1	企画経営課	村長とのふれあいトークについて	1
2	まちづくり推進課	東海村公式Twitter・Facebookを始めました	2-3
3	まちづくり推進課	第36回東海まつりの開催について	4-5
4	まちづくり推進課	地域社会と原子力に関する社会科学研究支援事業 平成26年度採択課題の決定について	6
5	自治推進課	平成26年度村政懇談会の開催について	7
6	自治推進課	消費生活学習会の開催について	8-9
7	環境政策課	「とうかい環境フェスタ2014 withキャンドルナイト」の開催について	10-11
8	環境政策課	使用済小型家電無料回収ボックスの設置について	12
9	介護福祉課	「東海なごみネット」の開始について	13-14
10	総務課	平成26年第2回 東海村議会定例会(6月)議案等について	15-21

※ 保健年金課「甲状腺超音波検診の状況」については、平成24年度から平成25年度までの検査結果の集計に時間を要するため、今回は見送り、次回の記者会見で発表する予定です。

第1回

「ふれあいトーク」開催について

先着順
無料

村民参加のまちづくりを推進するため、村民と村長とが村政について幅広く意見交換等を行う場として、「ふれあいトーク」と題した対話イベントを開催。

対 象

在住者の他、在勤・在学者を含む(※匿名不可)

日 時

平成26年6月21日(土) 14時～17時
※今後は(原則)月1回、土日いずれかの午後に開催

通年継続の予定!

会 場

イオン東海店 1階 フードコート付近

開催方法

意見交換を希望する村民に当日直接来場して頂き、1人当たり約15分間の制限時間内で、村長とフリートークしてもらう。

その他

当日のやりとり結果について、個人が特定されないよう配慮した形で、意見・要望の主旨、村長の回答等の概要を村公式ホームページに掲載予定。



東海村長 山田 修



東海村公式 Twitter・Facebook を始めました

本村では、SNS を活用した情報発信力の強化を図るため、東海村公式 Twitter・Facebook を開設しました。

東海村公式 Twitter・Facebook では、村の事業に関する情報やイベント・観光情報のほか、村民の日常生活に関連した身近な話題などをリアルタイムで発信します。また、災害時には緊急情報を迅速に提供しながら、正確な情報の共有を図るなど、非常時の情報伝達手段としても有効に活用します。

さらに、より多くの情報をタイムリーに発信するため、職員の中から「東海村ご当地レポーター」を任命し、様々な角度から村の“魅力”を発信していきますので、ぜひご活用ください。

1 開設日（運用開始日）

平成 26 年 6 月 2 日（月）

2 発信情報

○Twitter

事務事業に関することなど、行政情報を中心に発信します。

○Facebook

イベント案内や観光情報等に関することなど、村の魅力を中心に発信します。

3 発信体制（発信者）

- ・東海村ご当地レポーター
- ・SNS 担当者
- ・村長公室まちづくり推進課

4 URL

- 東海村公式 Twitter : www.twitter.com/tokai_vill
- 東海村公式 Facebook : www.facebook.com/tokai.vill



東海村公式Twitter・Facebookを始めました！！

6月2日，東海村の公式Twitter・Facebookを開設しました。村公式SNSでは，村の事業に関する情報やイベント・観光情報のほか，村民の日常生活に関連した身近な話題などをリアルタイムで発信します。



村公式SNSをチェックしたら，
“フォロー” ・ “いいね！”
をしてほしいゾー！！

By イモゾー

←開設を記念して行われたオープニングセレモニーの様子。山田村長・設楽副村長と，村の“魅力”発信をしていく「東海村ご当地レポーター」が集まり，みんなで『いいね！』ポーズ

東海村公式Twitter : www.twitter.com/tokai_vill

東海村公式Facebook : www.facebook.com/tokai.vill

東海村

村長公室まちづくり推進課
情報発信担当

Tel 029-282-1711



第 36 回東海まつりの開催について

東海村の三大まつりの一つである「第 36 回東海まつり」が盛大に開催されます。皆様お誘い合わせの上、是非、御来場ください。

1 概要

【花火大会】

- ・日時 平成 26 年 8 月 9 日 (土) 19:00~20:30
荒天の場合は延期 (延期時の開催日は未定)
- ・会場 阿漕ヶ浦公園
- ・内容 花火打ち上げ, 出店等

【イベント】

- ・日時 平成 26 年 8 月 10 日 (日) 14:00~20:00
荒天の場合のみ中止
- ・会場 JR 東海駅東大通り
- ・内容 東海音頭・山車・大人みこし・子どもみこしなどのパレード, 出店等
※内容は変更になることがあります。

2 その他

詳細については、東海まつり実行委員会 (TEL 029-283-2141) にお尋ねください。

東海まつり

第

36



2014 8月 9日 土 花火大会
阿漕ヶ浦公園

19:00 ~ 20:30

※荒天の場合のみ延期
(延期時の開催日は未定)

10日 日 イベント
JR 東海駅東大通り

14:00 ~ 20:00 ※荒天の場合のみ中止

大募集!

参加者・出店者・協賛者・実行委員
ボランティアスタッフ

主催：東海まつり実行委員会
事務局：東海まつり実行委員会事務局
Tel/Fax.029-283-2141





地域社会と原子力に関する社会科学的研究支援事業 平成 26 年度 採択課題の決定について

村では、TOKAI 原子力サイエンスタウン構想の具現化の一つとして、平成 25 年度から社会科学の拠点づくりとオープンな議論の場づくりの推進に取り組んでいます。

本年度は、本村における課題やまちづくりに関する社会科学的調査・研究を通して、その成果を村民や地域に還元し、様々な立場の村民が多様な情報の下で村の将来像について議論・協働できるような地域社会の形成につなげることを目的に、社会科学的調査や研究を行う若手研究者を支援する取組みを新たに始めました。

この度、選考委員会の審議及び採択予定研究者との意見交換会を経て平成 26 年度の採択課題が決定いたしましたので発表いたします。

なお、採択課題については、6 月 1 日から研究を開始しており、広く村民に向けた発表として、中間報告（9 月～10 月）及び成果報告（平成 27 年 2 月～3 月）を予定しております。

【採択課題】

研究名	どのような高レベル放射性廃棄物の“処分”が望ましいのか —東海村における市民の意見の調査と分析—
研究概要	この研究は、複数の原子力関連施設と長年にわたって共生してきた地域である東海村において、住民が高レベル放射性廃棄物処分についてどのような対処が望ましいと考えているのかを、グループ及び個人インタビューを通して明らかにする。 具体的には、「既存の高レベル放射性廃棄物の理想的な“処分”をどう考えるか」などの意見・議論の調査をインタビュー形式で行い、その結果を踏まえ、現行の処分政策の問題点について考える。
研究者	わたなべ りん 渡辺 凛氏（東京大学大学院 大学院生） じゅらく こうた 寿楽 浩太氏（東京電機大学 助教）
支援予定額	968,000円



平成 26 年度村政懇談会の開催について

東海村自治会連合会と村との共催による「村政懇談会」を下記の日程で開催いたします。

この村政懇談会は、地区自治会ごとに（村内の 6 箇所のコミュニティセンターを会場としています）、村長はじめ村の執行部が出向き開催するものです。

村長による村政運営方針についての説明のほか、住民の方々からの村政に対する質問や提案等を村の執行部が直接お伺いする機会となっております。

開催日については、それぞれ対象地区を設定していますが、他地区の開催日におきましても、どなたでも参加いただけます。

1 日程等

期 日	会 場	対象地区
6月20日(金)	村松コミュニティセンター	宿区, 照沼区, 川根区, 原子力機構箕輪区
6月23日(月)	白方コミュニティセンター	白方区, 豊岡区, 岡区, 亀下区, 百塚区, 豊白区, 村松北区, 原子力機構百塚区
6月24日(火)	石神コミュニティセンター	外宿1区, 外宿2区, 内宿1区, 内宿2区, 竹瓦区
6月25日(水)	真崎コミュニティセンター	真崎区, 舟石川3区, 原子力機構荒谷台区
6月26日(木)	中丸コミュニティセンター	押延区, 須和間区, 緑ヶ丘区, 南台区, 舟石川中丸区, フローレスタ須和間区, 原子力機構長堀区
6月27日(金)	舟石川コミュニティセンター	舟石川1区, 舟石川2区, 船場区

2 開催時間

午後 7 時から 9 時まで（2 時間の予定）

3 内容（予定）

- (1) 村長による村政運営方針の説明
- (2) 地区自治会からの質問・要望に関する回答
- (3) 村政に対する意見交換 ほか



消費生活学習会の開催について

(茨城県消費者行政活性化基金事業費補助金対象事業)

全国的にも消費者事故や詐欺被害等の消費者トラブルは増加傾向にあります。消費者行政においては、特に詐欺や偽装の仕組みを知り、消費者の危機意識を高めることで悪質商法への対応力を向上させ、「賢い消費者」作りに資することが、各市町村の課題となっております。

今年 2 月に、本村においても架空請求に関する詐欺被害が発生したことから、今年度の消費生活学習会は、消費者が直面するであろう“だまし”についての基礎知識を習得してもらうことを狙いとした、講演会を開催します。そのほかにも、(一財)日本消費者協会から講師をお招きし、自らの財産やその相続について「エンディングプラン」を作成しながら、人生設計を再確認することで、無用な悪質投資話に踊らされない「賢い消費者」作りに繋がる講演会を開催いたします。

1 開催日時等

(1) 「知ってるだけでは防げない！だまし被害」～地域の“絆”で未然の対策～

日時：7 月 30 日 (水) 14:00～16:00

会場：東海村役場行政棟 5 階 原子力視察研修室

講師：(学法) 立正大学 心理学部 対人・社会心理学科

教授 ^{にしだ} ^{きみあき} 西田 公昭 氏

★西田 公昭 氏：

詐欺・悪質商法の心理学研究のほか、介護や健康問題に関するコミュニケーションの研究に取り組む。「報道ステーション」「クローズアップ現代」「ニュース深読み」など多くのTVに出演。

(2) 「私のエンディングプラン」

※参加者にはエンディングプランノートを配布します。

日時：8 月 8 日 (金) 14:00～16:00

会場：東海村役場行政棟 5 階 原子力視察研修室

講師：(一財)日本消費者協会 専務理事 ^{さえき} ^{みちこ} 佐伯 美智子 氏

★(一財)日本消費者協会：

1961 年財団法人として認可を受ける。消費者に必要な法律や制度に関する知識、暮らしの改善につながる各種の情報を提供。困った時の相談機関としても活動。消費者問題に取り組む人材の育成や、消費者力向上の為の啓発講座も実施する。



(3) 「もうだまされない食品表示」～あなたの知らない表示のカラクリ～

日時：8月20日(水) 14:00～16:00

会場：東海村役場行政棟5階 原子力視察研修室

講師：消費者問題研究所 代表 ^{かきた}垣田 ^{たつや}達哉 氏

★垣田 達哉 氏：

食品問題のプロフェッショナル。放射能汚染や中国食品，BSE，鳥インフルエンザ問題などの食の安全や，食育，食品表示問題の第一人者。「世界一受けたい授業」「はなまるマーケット」「クローズアップ現代」など多くのTVに出演。

2 募集対象 村民 (空きがあれば村外者も参加可能) 各40名程度

3 申込について

(1) 申込開始日 6月13日(金)

※ただし，募集人数に達した時点で締切ります。

(2) 原則的に，応募者には3つの学習会，全てに参加していただきます。

4 その他

- ① 保育サポート(無料)が利用できます。保育サポートの申込み締切りは，各講座実施日の2週間前までです。ご注意ください。
- ② 3つの講座，全てに参加いただいた方には，最終日の講座終了後に粗品をプレゼントいたします。

「とうかい環境フェスタ 2014 with キャンドルナイト」の 開催について

とうかい環境村民会議では、環境活動を発表・展示していただくことにより、「伝えよう 子どもたちに 水と緑 ゆたかな ふるさとを」をテーマとして、「とうかい環境フェスタ 2014」を開催します。

昨年度までは、7 月下旬に「とうかいキャンドルナイト」、2 月中旬に「とうかい環境フェスタ」を開催しておりましたが、今年度は、両イベントを同日開催として更なる盛り上がりには期待しています。

これまで「とうかいキャンドルナイト」は 8 回、「とうかい環境フェスタ」は 11 回の開催実績があり（平成 25 年度は荒天のため中止）、廃食用油を原料としたエコキャンドルの製作ブース、高校生による環境関係展示ブースなどの出展がありました。

同イベントは村教育委員会が実施する「エンジョイサマースクール」にも登録しており、子どもから大人まで、「見て」「聞いて」「体験できる」イベントとなっております。是非、お越しく下さい。

- 1 日時 平成 26 年 7 月 26 日(土) 午後 2 時～午後 8 時 30 分まで(予定)
※終了の時間はキャンドルナイト終了の時間です。
- 2 会場 東海村役場中庭及び駐車場
※環境に配慮したイベントのため、なるべく乗り合わせの上、お越しく下さい。
- 3 主催・運営
主催：とうかい環境村民会議
運営：とうかい環境フォーラム実行委員会



(とうかいキャンドルナイトの様子)



(とうかい環境フェスタの様子)

4 主な内容

- ① 環境展示関係ブース (30 団体を想定)
- ② もったいないバザー (不用品によるバザー)
- ③ スタンプラリー
- ④ じゃんけん大会
- ⑤ エコキャンドル作り
- ⑥ キャンドルアート 等

※内容は今後変更する場合があります



村内8か所に無料回収ボックスを設置 「使用済小型家電」のリサイクルにご協力を！

これまで“ごみ”として処理されていた小型家電には、金・銅等の有用な金属や希少なレアメタルが含まれています。市町村は、「小型家電リサイクル法」（平成25年4月1日施行）に基づき、この使用済小型家電を分別収集し、認定事業者等に引き渡すよう努めなければなりません。

本村では、昨年8月から、清掃センターに搬入された「燃えないごみ」や「粗大ごみ」の中から小型家電を選別する方式でリサイクルを行ってきましたが、このたび、村民の皆さまの利便性向上のため、村内コミュニティセンターなど計8カ所に回収ボックスを設置し、無料回収を始めました。

不要となった回収対象の小型家電を捨てる際は、ぜひこちらの回収ボックスをご活用ください。



1 回収対象品目

携帯電話、ビデオカメラ、デジタルカメラ、携帯ゲーム機器、携帯音楽プレイヤー、電子辞書、カーナビゲーションシステム、ACアダプター、MDプレイヤー、ICレコーダー、VICSユニット、ETCユニットなど

※回収対象は、回収ボックスの投入口（縦15センチメートル×横30センチメートル）に入るものに限りです。

※家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）、パソコンは回収対象ではありません。

2 処理費用

回収ボックスへ投入する際の処分費用は「無料」です。

※一度投入したものは返却できませんのでご注意ください。

※個人情報等のデータは完全に消去し、乾電池やバッテリーは外してから投入してください。

3 無料回収ボックスの設置場所

東海村役場エレベーター前、村内各コミュニティセンター（石神、村松、白方、真崎、舟石川、中丸）の入口付近のほか、ご厚意によりイオンリテール株式会社イオン東海店の3階エスカレーター前にも設置しております。



「東海なごみネット」の開始について

村では、「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境づくり」を目指して、「東海村障がい者総合支援協議会（以下、協議会という。）」において、地域の関係機関によるネットワークを構築する取組み「東海なごみネット」を企画し、本年度から実施します。

障がい福祉行政においてこのようなネットワークの事業を持つのは、県内では水戸市に続き 2 例目であり、100 を超える関係機関の参画を得て開始されます。今後は、随時参画機関を拡充し、広域的かつ有機的な連携体制の下、より多様なニーズに対応できる地域づくりを目指していきます。

1 見込まれる効果

・地域連携体制の増進

「東海なごみネット」の実施により、ネットワークの参画機関が、障がい者支援に係る各々の事業内容や運営体制の情報を具体的に共有できるようにすることで、障がい者のニーズに応じた適切な情報提供や仲介業務を強化したり、複数の機関による共同支援体制を構築しやすくなります。

・地域的課題の行政施策への反映

参画機関による意見交換会等を開催し、障がい福祉の地域的課題をより顕在させ、行政施策へ反映させていくため、その運営や機関情報の管理は協議会事務局（東海村福祉部介護福祉課障がい支援担当）が担当します。

2 その他

本事業の開始に当たり、6月28日（土）に開催される「平成26年度東海村障がい者総合支援協議会研修会」において、関係機関に対して改めて協議会から広報いたします。また、同日、関係者や本村職員が障がい者の地域生活支援について一堂に学びを深める機会として、「知的障害者の地域生活の現状と課題」と題した講演会を開催します。併せて、本村地域の障がい福祉の課題について関係者や障がいを持つ方のご家族が意見交換を行い、地域の現状や業務状況等について相互理解を深める機会を設ける予定です。

「東海なごみネット」について

【背景と目的】

本村では、平成23年に「東海村第5次総合計画」を策定し、その中で、「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境づくり」を政策の一つに掲げています。そして、その推進には、東海村障がい者総合支援協議会を設置し、「就労部会」「日中活動部会」「相談支援部会」の各部会において、地域のニーズ調査や支援体制の整備に取り組んでいるところです。

一方、障がい者の生活課題は、経済情勢の問題や家族構成の変化、生活価値観の多様化や、障がい者の生活環境の「地域移行」に伴う新たなニーズ等を背景として、ますます多様化しています。

その中で、一人ひとりに対して適切な支援を提供するためには、個々の機能や特色を持つ各関係機関が、連携して取り組める体制を充実させていくことが求められています。

そこで、東海村障がい者総合支援協議会相談支援部会では、地域の各関係機関が互いに役割や取組みなどを具体的に把握し、支援対象者のニーズに応じた適切な情報提供や仲介、共同による支援を行なえるよう、「東海なごみネット」を企画しました。

また、「東海なごみネット」では、各機関における支援が困難な事例等について、東海村障がい者総合支援協議会個別ケア会議において検討し、個々の機関だけで抱え込むことがないよう、地域レベルで支援できる仕組みを整えていきます。

さらには、その中で抽出された地域的課題を関係機関と行政が共有し、東海村障がい者総合支援協議会全体会における検討課題として取り組み、「地域福祉計画」や「障害福祉計画」などに反映させるなど、地域づくりに資することも狙いとしています。

【開始までの流れ】

- 1 各関係機関の情報を、可能な範囲で所定の用紙にご記入の上、東海村総合支援センターへファックスまたは郵送していただきます。
- 2 東海村総合支援センターに用紙が集まりしだい、参加していただいた機関に各関係機関の情報を提供します。提供方法は、メール、FAX、ホームページへの掲載（IDとPSWで管理）を予定しています。
- 3 情報共有後は、右図の要領で情報を更新し続け、展開していきます。

問合せ・情報提供先

東海村福祉部介護福祉課障がい支援担当
（東海村総合支援センター内）

〒319-1118

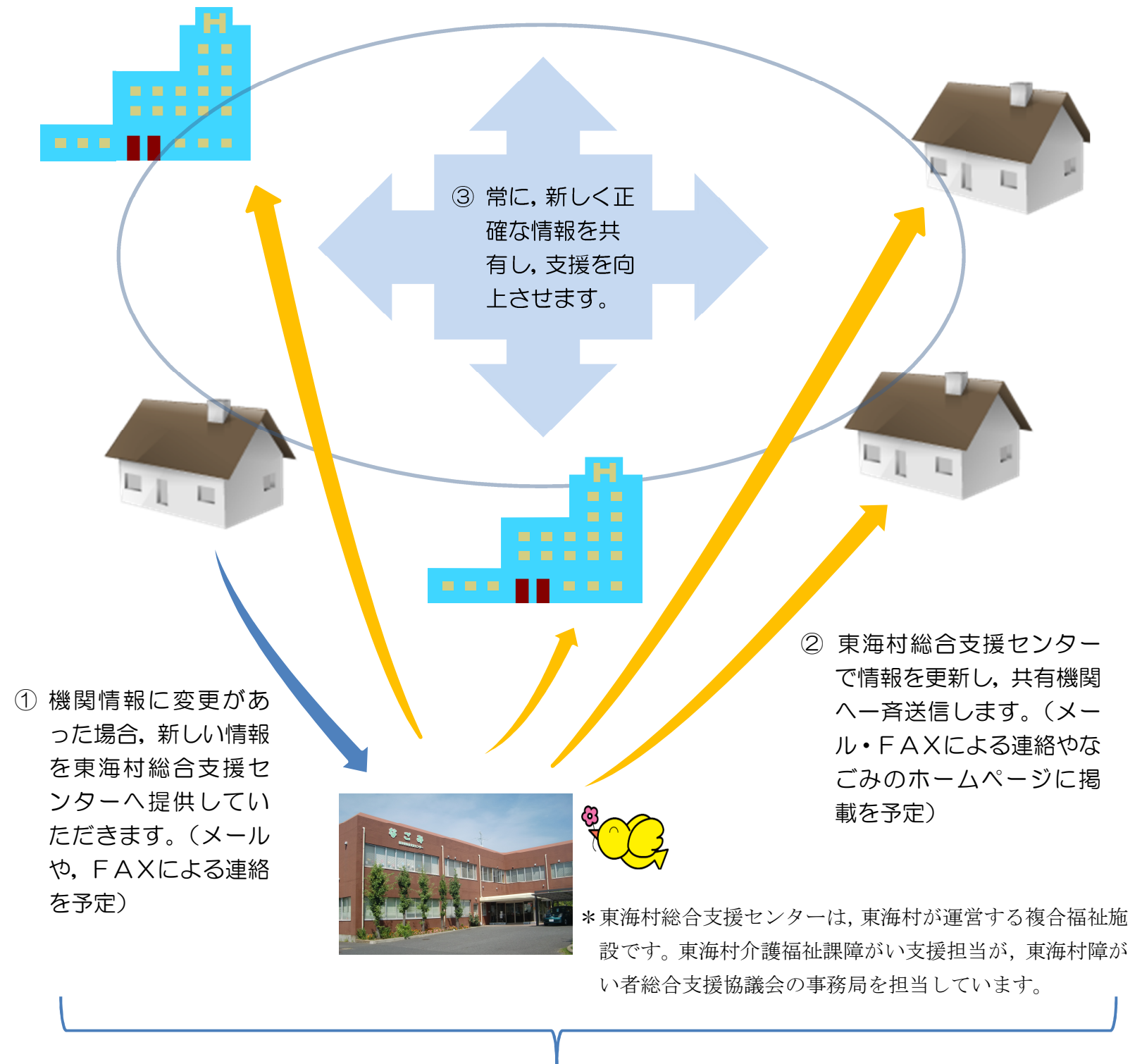
那珂郡東海村舟石川駅東三丁目9番33号

TEL 029-287-2525

FAX 029-282-3538

MAIL kaigofukushi@vill.tokai.ibaraki.jp

I 東海なごみネットのとりくみ



II ネットワーク化後の展望

情報や意見の交換会、個別ケア会議等を開催し、地域の課題を抽出します。

課題を東海村障がい者総合支援協議会や行政にフィードバックし、地域づくりへ活かします。

平成26年第2回東海村議会定例会提出議案概要

平成26年5月29日

議案番号	議案名	説 明
報告第2号	寄附の受入れについて	<p>いばらき診療所とうかい共済会従業員一同からふるさとづくりに資するため、寄附の申出があり、これを受け入れましたので議会に報告するものであります。</p> <p>○ 東海村ふるさとづくり寄附金</p> <p>1 寄附者 いばらき診療所とうかい共済会従業員一同 代表者 奈良 裕子</p> <p>2 寄附金額 金137,784円</p> <p>3 寄附年月日 平成26年3月12日</p>
報告第3号	寄附の受入れについて	<p>茨城県卓球連盟から小学生のさらなる実力向上と大会運営に資するため、東海村総合体育館で活用してもらいたいと卓球台の寄附の申出があり、これを受け入れましたので議会に報告するものであります。</p> <p>1 寄附者 茨城県卓球連盟 会長 中川 靖雄</p> <p>2 寄附品目 卓球台 2台</p> <p>3 寄附年月日 平成26年3月18日</p>
報告第4号	平成25年度東海村一般会計継続費繰越計算書	<p>平成25年第1回から第4回まで及び平成26年第1回の定例会並びに平成25年第2回臨時会において、平成25年度東海村一般会計当初予算、補正予算第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号で議決をいただいた平成25年度継続費予算現額613,188,000円につきましては、76,620円を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。</p>

報告第5号	平成25年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書	第1回定例会において、平成25年度東海村一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました繰越明許費105,210千円につきましては、全額を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第6号	平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	第1回定例会において、平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）で議決をいただきました繰越明許費50,694千円につきましては、46,034千円を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第7号	平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	第1回定例会において、平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました繰越明許費18,600千円につきましては、全額を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第8号	平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	第1回定例会において、平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）で議決をいただきました繰越明許費78,556千円につきましては、77,796千円を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第9号	平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	第1回定例会において、平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）で議決をいただきました繰越明許費57,106千円につきましては、52,452千円を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第10号	平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計繰越明	第1回定例会において、平成25年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）で議決をいただきました繰越明許費182,744千円につきましては、160,155千円を平成26年度へ繰り越しましたので、

	許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第11号	平成25年度東海村水道事業会計継続費繰越計算書	平成25年第1回及び第4回の定例会において、平成25年度東海村水道事業会計当初予算及び補正予算第2号で議決をいただいた平成25年度継続費予算現額383,128,500円につきましては、270,904,500円を平成26年度へ通次繰り越しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものであります。
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	<p>(東海村税条例の一部を改正する条例)</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、東海村税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正の主な内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車体課税及び地方法人課税の見直し、税負担軽減措置 等に関する改正 ・その他法律の改正に伴う改正
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	<p>(東海村都市計画税条例の一部を改正する条例)</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、東海村都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正の内容は、</p> <p>法律の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条例附則中の項ずれに伴う改正</p>
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	<p>(東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p>

		<p>改正の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の上限の引上げ ・低所得者に対する保険料軽減の対象世帯の拡大に伴う算定方法の変更 ・その他法律改正に伴う引用条項等の改正
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて	<p>平成25年度東海村一般会計補正予算（第8号）について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>予算総額17,720,808千円に歳入歳出それぞれ43,000千円を追加し、予算総額を17,763,808千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、税収増に伴い、当該財源を今後の施設修繕等に備えるため、公立学校施設整備基金積立金として予算措置を講じたものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p style="padding-left: 40px;">村税 43,000千円</p> <p>2 歳出</p> <p style="padding-left: 40px;">教育費 43,000千円</p>
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて	<p>平成25年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>予算総額304,553千円に歳入歳出それぞれ17,649千円を追加し、予算総額を322,202千円とするものであります。</p> <p>補正予算の内容につきましては、平成25年度後期高齢者医療保険料の徴収が増額となったため、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料納付金について、歳出予算額に不足が生じたことから、必要な予算措置を講じたものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p style="padding-left: 40px;">後期高齢者医療保険料 17,649千円</p>

		<p>2 歳出</p> <p>後期高齢者医療広域連合納付金 17,649千円</p>
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて	<p>(第25-32-350-K-001号 平原南部工業団地調整池災害復旧工事)</p> <p>平原南部工業団地調整池災害復旧工事に関し、平成26年第1回定例会で工事請負契約締結事項中の変更について議決をいただき、株式会社河野工務店と変更契約を締結しました。しかし、当該工事は、平成25年度内の完成が見込まれないことから、繰越明許費を設定し、工期を延長したことにより、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い消費税の増加額分(217,800円)を増額し、変更契約の専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>契約金額 「84,273,000円」を 「84,490,800円」に変更</p>
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて	<p>平成26年度東海村一般会計補正予算(第1号)について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>予算総額22,435,000千円に歳入歳出それぞれ5,323千円を追加し、予算総額を22,440,323千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、本年2月の降雪による農業被害の発生に伴い、国の支援事業として適用されることから、県の補助金と合わせ被害農家に対して、早急に支援策を実施するため予算措置を講じたものであります。</p> <p>1 歳入</p> <p>(1) 県支出金 4,130千円</p> <p>(2) 繰入金 1,193千円</p>

		2 歳出 農林水産業費 5, 3 2 3 千円
議案第 43 号	東海村障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例	障害のある幼児，児童及び生徒に対して早期からの一貫した教育支援を行う観点から，東海村障害児就学指導委員会の名称を改正するとともに所掌事務等を改正するため，条例の一部を改正するものであります。
議案第 44 号	東海村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い，非常勤消防団員退職報償金の支払額を引き上げるため，条例の一部を改正するものであります。
議案第 45 号	財産取得の変更について	部原地区土地利用推進事業用地の財産取得については，平成 2 5 年第 1 回定例会以降，同事業用地に係る財産取得について 3 回の変更の議決をいただいたところで。この度，新たに調整池として用地取得が整ったため，変更するものであります。 1 買収価格中「9 6, 3 3 9, 5 7 4 円」を「9 7, 9 7 7, 0 1 4 円」に改める。 2 買収総面積中「5 0, 6 4 8. 8 7 平方メートル」を「5 2, 1 1 0. 8 7 平方メートル」に改める。 3 土地の所在地，地目，地積及び買収相手方を別紙のとおり改める。

- ※ 法律等関係)・地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) ・地方税法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 4 号)
 ・地方公営企業法施行令 (昭和 27 年政令第 403 号) ・地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)
 ・消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 26 年政令第 56 号)

なお、会期中に、工事請負契約の締結6件（舟石川近隣公園整備工事，部原地区調整池整備工事，南台第三工区造成宅地滑動崩落緊急対策工事，緑ヶ丘第四工区造成宅地滑動崩落緊急対策工事，緑ヶ丘第五工区造成宅地滑動崩落緊急対策工事，中央地区 中央排水路整備工事），人事案件2件（固定資産評価員，人権擁護委員）を追加提出したく準備をしておりますのでよろしくお願いいたします。